



老老発第0630001号  
平成18年6月30日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長

健康保険法等の一部を改正する法律の成立等に伴う「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」等の関係通知の一部改正について

今般の医療制度改革においては、社会的入院の是正を図り、患者の状態に応じた施設の適切な役割分担の推進を図るため、療養病床の再編成を行うこととしており、本年6月14日には介護療養型医療施設を平成23年度末をもって廃止すること等を内容とする健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）が成立し、また同年7月1日には、医療保険適用の療養病床において医療区分に基づく診療報酬が施行されることとなっている。

療養病床の再編成に当たっては、病床の円滑な転換を図るための転換支援措置等を講ずることとしており、今般、

- ① 平成23年度末までの経過措置として、医師、看護職員等の配置が緩和された経過型介護療養型医療施設を創設するとともに、
- ② 指定介護療養型医療施設及び医療療養病床から転換した介護老人保健施設に係る設備基準の特例等を設けることとし、

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）等の関係法令の改正にあわせ、関係通知の一部を下記のとおり改正し、平成18年7月1日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

#### 記

1. 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年老企第45号）

別紙1のとおり改める。なお、主な内容については以下のとおりである。

- ・ 受け入れている入院患者の実態に合わせて、きめ細かく効率的な運用を行うことができるよう、平成21年3月31日までの間、同一の病棟内であっても病室単位で医療保険適用と介護保険適用の病床が混在できる取扱いを拡大したこと。

この場合における看護・介護要員の人数については、医療保険適用病床及び介護保険適用病床各々において、人員に関する基準を満たしていればよく、また、設備については、当該病室を含む病棟全体として、設備に関する基準を満たしていればよいこととしたこと。

なお、この場合であっても、介護保険の病床の指定は、都道府県介護保険事業支援計画におけるサービス量の見込の範囲内となることは通常の指定の場合と同様であること。

- ・ 経過型介護療養型医療施設を設けた趣旨、人員・設備基準に関する内容を規定したこと。

## 2. 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年老企第45号）

別紙2のとおり改める。なお、主な内容については以下のとおりである。

- ・ 療養病床等の転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における設備基準上の特例を規定したこと。

## 3. 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）

別紙3のとおり改める。なお、主な内容については以下のとおりである。

- ・ 関係規定の整理を行うこと。
- ・ なお、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係る人員・設備基準については、経過型介護療養型医療施設等を含め、本体施設において満たすべき人員・設備基準を満たしていれば足りるものであること。

## 4. 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第40号）

別紙4のとおり改める。なお、主な内容については以下のとおりである。

- ・ 介護療養施設サービス等における療養型経過型介護療養施設サービス費等の創設に伴い、関係規定の整理を行うこと。

## 5. 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介

介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について（平成12年老企第41号）

別紙5のとおり改める。なお、主な内容については以下のとおりである。

- ・ 介護療養施設サービス等における療養型経過型介護療養施設サービス費等の創設に伴い、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表等の記載要領について関係規定の整理を行うこと。
- ・ 「経過型」等の区分を算定する場合には、介護老人保健施設等への移行準備計画を添付することが必要であること。

6. 介護給付費請求書等の記載要領について（平成13年老老発第31号）

別紙6のとおり改める。なお、主な内容については以下のとおりである。

- ・ 経過型介護療養型医療施設における試行的退院サービス費の創設に伴い、関係規定の整理を行うこと。

7. 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）

別紙7のとおり改める。なお、主な内容については以下のとおりである。

- ・ 介護予防短期入所療養介護費等における病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費等の創設に伴い、関係規定の整理を行うこと。